

「わがまち再発見！」

シリーズ 文化財の紹介

対馬の鯨組（伊奈鯨組墓地）

日本人は、はるか原始・古代から海と共存してきました。いまでは食卓に上ることも少なくなり、疎遠となった鯨ですが、かつては非常に身近な存在として暮らしにとけ込んでいました。

全国にある多くの縄文・弥生時代の遺跡から、鯨の骨を加工した剣などの道具が見つかっています。大きく平坦な背骨は土器の制作台に使われてきました。また古墳の壁画には鯨取りの様子を描いた図が残っています。



茂江（上県町伊奈）の鯨組墓地

対馬市教育委員会 文化財課
0920(54)2341

その後、鯨取りは「鯨組」という專業集団による「捕鯨業」として確立しますが、対馬では寛永14年（1637）に捕鯨の記録が登場します。唐舟志（上対馬町）をはじめ、網代（上対馬町）、池ノ浦（上県町鹿見）に基地となる納屋が置かれ、対馬における捕鯨が開業されました。主に捕っていたのは「セミクジラ」でした。鰐浦（上対馬町）や廻（豊玉町）など、多い時には島内6カ所に鯨組の基地がありました。茂江（上

県町伊奈）にもかつて基地があり、吉岐の小田・土肥氏に学んだ敵原の曲の海士により天明6年（1786）に始められたとされています。寛政元年（1789）には対馬藩に経営が変わりますが、その後再び曲の海士に払い下げられ、以降経営は笹野、竹中、亀谷、今西へと移っていきました。亀谷組の時代が最も茂江浦（上県町伊奈）にぎわった時代で、全盛期は天保〜弘化（1830〜48）期ということです。

亀谷卯右衛門はそのころ活躍した人物で、秋冬は美津島の芦浦に

「秋納屋」を、春夏は廻と茂江に「春納屋」を構えて大きな成果を上げ、ついには「捕鯨差配役兼産物方頭役浦奉行」となり、海産物に対して大変な権限を持つようになりました。

亀谷氏が明治3年ごろにやめてからは吉岐の今西氏が引き継ぎましたが、明治10年代を最後に途絶え、以後は比田勝で始まる近代捕鯨に移り変わっていきます。

近代捕鯨は汽船を使い、大砲のような捕鯨砲で鯨を射止める西洋式捕鯨漁で、江戸時代までの話と網を使った鯨組の漁法とは大きく異なるものでした。

漁で捕った鯨やイルカの骨は弔われ、碑がつくられました。対馬でも基地のあった集落の寺には、捕った鯨を供養して碑が建てられています。浦々には鯨組の墓地があり、生まれた国が刻まれた墓碑をいまでも見ることが出来ます。各地に残された鯨組墓地を巡り、対馬の漁労史を彩る捕鯨について思いを馳せてみてはいかがでしょうか。

税のひとくちメモ【第6回】

法人市民税とは 法人市民税は、法人の各事業年度中に、事務所または事業所等のある市町村で課税されます。税額は法人の資本金と従業員数によって決まる均等割額と、国の法人税額により算出される法人税割額との合計です。



- 納税義務者は
- 1 地方団体の区域内に事務所又は事業所を有する法人
 - 2 地方団体の区域内に寮等を有する法人でその市内に事務所又は事業所を有しないもの
 - 3 地方団体の区域内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者または 管理人の定めのあるもの（収益事業を行うものを除く。）
- ・このうち1に掲げる法人に対しては均等割と法人割が課され、2及び3に掲げる法人等に対しては均等割だけが課されることになります。
- 均等割の額等詳しいことは、担当課にお尋ねください。

【問い合わせ】 税務課 住民税班 0920(53)6111(内線)231~233

平成20年6月1日から **道路交通法が改正されました**

後部座席ベルトの装着義務

自動車の運転者は、シートベルトを装着しない者を乗車させて自動車を運転してはいけません。



高齢者運転者標識(通称もみじマーク)の表示義務



75歳以上のドライバーが、普通自動車を運転する場合、高齢運転者標識を表示しなければなりません。

～点数1点、反則金4千円～

聴覚障害者標識の表示義務



「ワイドミラー」装着を条件に、普通免許を取得した聴覚障害のドライバーは、普通自動車を運転する場合、聴覚障害標識を表示しなければなりません。

～点数1点、反則金4千円～

これらの標識を表示した普通自動車に対する幅寄せ等が禁止されています。
～点数1点、反則金6千円(普通車)～

自転車の歩道通行可能要件の明確化

運転者が児童又は幼児(13歳未満)、高齢者(70歳以上)、障害者(内閣府令で定める者)の場合や、道路工事等で、車道を通行するスペースがない等、車道又は交通の状況からみてやむを得ない場合は、歩道通行が認められます。

乗車用ヘルメットの着用努力義務

児童又は幼児(13歳未満)の保護者は、児童又は幼児を自転車に乗車させるときは、ヘルメットをかぶらせるように努めなければなりません。

安全運転管理者に関する規定の整備

250ccを超える自動二輪車を使用する貨物軽自動車運送業者にも、安全運転管理者の選任が義務付けられました。



裁判員制度  **Q & A [5]** 

平成21年5月21日から
はじまる裁判員制度に
ついて解説します。
あなたも裁判員に選ば
れるかも！

Q 裁判員になって仕事を休んだために、会社を辞めさせられないかと心配です。

A 裁判員の仕事に必要な休みをとることは法律で認められています(労働基準法7条)。また、裁判員として仕事を休んだことを理由に、解雇などの不利益な扱いをすることは法律で禁止されています(裁判員法100条)。

Q 裁判員又は裁判員候補者として裁判所に行くために会社を休む場合、有給休暇扱いにしてもらえるのでしょうか。
A 裁判員の仕事に必要な休みをとることは法律で認められています(労働基準法7条)が、裁判員の仕事に従事するための休暇制度を設けることは義務付けられておりませんので、各企業の判断に委ねられることになります。企業等にお勤めの方に裁判員として裁判に参加していただくためには、裁判員としての仕事を行うための特別な有給休暇制度を作っていたことが重要であると考えられますので、裁判所としては法務省、検察庁、弁護士会とも連携し、各種経済団体、企業等に対し、休暇制度の導入の検討をお願いしているところです。

【お知らせ】 裁判員制度に関する出前説明会を随時受け付けております。職場や学校、地域の集まりの場にも

出向きますので、お気軽にお申し込みください。

長崎地方裁判所厳原支部 0920(52)0067



薬物乱用のない安全な社会を築きましょう！

近年、インターネットや携帯電話の普及等により、少年の薬物乱用の拡大が懸念されていることから、

警察では、6月を「薬物乱用防止広報強化期間」

として薬物乱用のない社会環境作りのため、広報啓発活動(学校・地域等における薬物乱用防止教室等の開催、キャンペーン等)を推進します。

家庭や地域の中で



少年の喫煙や飲酒等の不良行為は、薬物乱用の入口になることを認識させましょう。薬物の危険性や有害性について家族で話し合い、正しい知識を持ちましょう。

一人ひとりが規範意識を持ち、社会全体で「薬物乱用を許さない」環境作りに努めましょう。

人間の精神や身体がボロボロになり、人が人としての生活を営むことができなくなります。覚せい剤、麻薬等薬物の使用・所持などは法律で厳しく禁止されています。



薬物に関することは、迷わず相談して下さい。

少年相談専用電話

ヤングテレホン 0120-786714

薬物相談電話

ホワイトテレホン 095(825)4615

平成20年度自衛官募集

区分	資格	受付期間	一次試験	試験場
防衛大学校学生一般	高卒(見込含) 21歳未満の者	9月8日～9月30日	11月15、16日	受付時に通知
防衛医科大学校学生			11月1、2日	
航空学生		8月1日～9月10日	9月23日	
看護学生	高卒(見込含) 24歳未満の者	9月8日～9月30日	10月25日	
一般曹候補生	18歳以上 27歳未満の者	8月1日～9月10日 (年間を通じ受付中)	9月20日	美津島文化会館 (受付時に通知)
2等陸・海・空士(男子)			9月21日 (受付時に通知)	
2等陸・海・空士(女子)		8月1日～9月10日	9月28日、29日	受付時に通知
自衛隊生徒	本制度は、名称も含め改正する予定です。(詳細については、お問い合わせください)			

【問い合わせ】自衛隊長崎地方協力本部 対馬駐在員事務所 0920(52)0908

未来に残そう青い海!

海洋環境保全推進月間 6月1日(日)～6月30日(月)

「海岸の廃船・ゴミ・野焼き」、「海上の油」を発見した時は

海の緊急電話 118番

対馬海上保安部 0920(52)0118

比田勝海上保安署 0920(86)2113

